

入札公告

平成26年5月12日

独立行政法人労働安全衛生総合研究所
理事長 小川 康 恭

1 競争入札に付する事項

件名及び数量

平成26年度独立行政法人労働安全衛生総合研究所損害保険 一式

2 競争参加資格に関する事項

- (1) 契約を締結する能力を有しないと認められる者又は破産者で復権を得ていない者でないこと。ただし、未成年者、被保佐人又は被補助者であつて、契約締結のために必要な同意を得ている者はこの限りではない。
- (2) 以下の一に該当すると認められる場合は、その事実があつた後2年間を経過している者であること。なお、これを代理人、支配人その他の使用人として使用する者についても同様とする。
 - ① 契約の履行に当たり故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者。
 - ② 公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し若しくは不正な利益を得るために連合した者。
 - ③ 落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げた者。
 - ④ 監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者。
 - ⑤ 正当な理由が無くて契約を履行しなかった者。
 - ⑥ ①～⑤の一に該当する事実があつた後2年間を経過しない者を、契約の履行に当たり、代理人、支配人その他使用人として使用した者。
- (3) 平成25・26・27年度の厚生労働省競争参加資格(全省庁統一資格)において、厚生労働省大臣官房会計課長より「役務の提供等」においてA、B、C又はD等級に格付けされている者。
- (4) 保険業法(平成7年6月7日法律第105号)の規定に基づく損害保険業免許を受けている者であること。
- (5) 直近時の「STANDARD&POOR'S」又は「MOODY'S」における信用格付けが「A」ランク以上の格付けであること。
- (6) 直近の事業年度の総資産額実績が1兆円以上であること。
- (7) 官庁から指名停止を受けている期間に該当しない者。

3 入札及び開札

(1) 入札書の提出

入札書は、郵便若しくは信書便による送達(以下「郵送等」という。)又は入札会場への持参により受け付ける。

ただし、郵送等の場合には、書留郵便等の配達記録が残るもので平成26年5月23日までに必着のこと。

(2) 入札及び開札の日時、場所

日時：平成26年5月26日（月） 10時00分

場所：住所 東京都清瀬市梅園1-4-6
独立行政法人労働安全衛生総合研究所
本部棟3階 総務課会議室

※入札者が開札に立ち会わない場合には、FAXにて結果をお知らせします。

4 仕様書に対する質問

仕様書に対する質問がある場合は、次に従い提出することができる。

(1) 受付期間及び方法

平成26年5月20日（火） 17時00分まで

FAX（A4、様式自由）にて受け付ける。

(2) 受付先

住所：東京都清瀬市梅園1-4-6

独立行政法人労働安全衛生総合研究所総務部総務課 経理第一係

TEL：042-491-4512（内線229）

FAX：042-491-7846

(3) 回答

平成26年5月22日（木）までに回答する。

5 その他

(1) 入札保証金に関する事項

入札保証金の納付を免除する。

(2) 入札の無効

上記2に示した競争参加資格を有しない者のした入札は、これを無効とする。

(3) 契約書作成の要否

要。

(4) 契約に係る情報の公表に関する事項

独立行政法人が行う契約については、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」（平成22年12月7日閣議決定）において、独立行政法人と一定の関係を有する法人と契約をする場合には、当該法人への再就職の状況、当該法人との間の取引等の状況について情報を公開するなどの取組を進めるとされているところである。

これに基づき、別紙のとおり、当研究所との関係に係る情報を当研究所のホームページで公表することとするので、所要の情報の当方への提供及び情報の公表に同意の上で、応札若しくは応募又は契約の締結を行うこと。

なお、案件への応札若しくは応募又は契約の締結をもって同意されたものとみなすので、ご了承願いたい。

以 上

<独立行政法人の契約に係る情報の公表>

独立行政法人が行う契約については、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」(平成22年12月7日閣議決定)において、独立行政法人と一定の関係を有する法人と契約をする場合には、当該法人への再就職の状況、当該法人との間の取引等の状況について情報を公開するなどの取組を進めるとされているところです。

これに基づき、以下のとおり、当研究所との関係に係る情報を当研究所のホームページで公表することとしますので、所要の情報の当方への提供及び情報の公表に同意の上で、応札若しくは応募又は契約の締結を行っていただくよう御理解と御協力をお願いいたします。

なお、案件への応札若しくは応募又は契約の締結をもって同意されたものとみなさせていただきますので、ご了承ください。

(1) 公表の対象となる契約先

次のいずれにも該当する契約先

- ① 当研究所において役員を経験した者(役員経験者)が再就職していること又は課長相当職以上の職を経験した者(課長相当職以上経験者)が役員、顧問等として再就職していること
- ② 当研究所との間の取引高が、総売上高又は事業収入の3分の1以上を占めていること

※ 予定価格が一定の金額を超えない契約や光熱水費の支出に係る契約等は対象外

(2) 公表する情報

上記に該当する契約先について、契約ごとに、物品役務等の名称及び数量、契約締結日、契約先の名称、契約金額等と併せ、次に掲げる情報を公表します。

- ① 当研究所の役員経験者及び課長相当職以上経験者(当研究所OB)の人数、職名及び当研究所における最終職名
- ② 当研究所との間の取引高
- ③ 総売上高又は事業収入に占める当研究所との間の取引高の割合が、次の区分のいずれかに該当する旨
3分の1以上2分の1未満、2分の1以上3分の2未満又は3分の2以上
- ④ 一者応札又は一者応募である場合はその旨

(3) 当方に提供していただく情報

- ① 契約締結日時点で在職している当研究所OBに係る情報(人数、現在の職名及び当研究所における最終職名等)
- ② 直近の事業年度における総売上高又は事業収入及び当研究所との間の取引高

(4) 公表日

契約締結日の翌日から起算して原則として72日以内(4月に締結した契約については原則として93日以内)

(5) その他

応札若しくは応募又は契約の締結を行ったにもかかわらず情報提供等の協力をしていただけない相手方については、その名称等を公表させていただくことがあり得ますので、ご了承ください。

入札説明書

- 1 競争に付するもの
平成26年度独立行政法人労働安全衛生総合研究所損害保険 一式
- 2 仕様書
別紙のとおり
- 3 保険期間
平成26年6月1日（午後4時）から平成27年6月1日（午後4時）まで
- 4 契約金額の支払い
落札者決定後、速やかに契約を締結の上、平成26年5月30日までに契約金額の支払いを行う。
- 5 入札心得
 - (1) 入札価格は、仕様書に基づいて算出した価格により入札を行う。
 - (2) 落札者は、当法人の定める予定価格の制限の範囲内で最低価格を提示した者とし、当該入札価格をもって落札価格とする。
 - (3) 入札書は別紙様式1を用いること。
 - (4) 入札書の宛名は「独立行政法人労働安全衛生総合研究所理事長」宛とすること。
 - (5) 入札書には、社名及び代表者名の記入、社印及び代表者印を押印すること。
 - (6) 代表者以外の者が入札する場合は、委任状を持参すること。（別紙様式2）
 - (7) 入札書における金額訂正は行わないこと。
 - (8) 入札の最低価格が予定価格を超えている場合はその場で再度入札を行うので、そのための入札書を用意すること。なお、郵送等による入札の場合には再度入札には参加できない。
 - (9) 落札とすべき同額の入札をした者が2人以上いるときは、直ちに当該入札参加者にくじを引かせ、落札者を決定する。
- 6 入札者に求められる義務
この入札に参加を希望する者は、入札公告2（3）～（6）の競争参加資格を有することを証明する書類を平成26年5月22日（木）までに提出しなければならない。
- 7 その他
入札説明書についての不明点、入札書類等に関することは独立行政法人労働安全衛生総合研究所総務部総務課経理第一係に問い合わせること。
電話 042-491-4512（内線229） 塩見

入 札 書

独立行政法人労働安全衛生総合研究所 理事長 殿

1 件 名 「平成26年度労働安全衛生総合研究所損害保険」 一式

2 金 額 ￥ —

上記のとおり入札いたします。

平成 年 月 日

入札者 住 所
会 社 名
代表者名
代理人名

印
印

委任状

独立行政法人労働安全衛生総合研究所 理事長 殿

は を代理人と定め、下記の行為を行う権限を委任します。

記

1 委任する行為

「平成26年度労働安全衛生総合研究所損害保険」 一式の一般競争入札に係る入札書の提出に関する一切の行為

2 委任する期日

平成 年 月 日

平成 年 月 日

住 所
会 社 名
代 表 者
代理人氏名

印
印

損害保険契約仕様書

本契約に係る損害保険の仕様は、以下のとおりとする。

1 施設の名称及び所在地

独立行政法人労働安全衛生総合研究所

清瀬地区 東京都清瀬市梅園 1-4-6

登戸地区 神奈川県川崎市多摩区长尾 6-21-1

2 火災保険

・補償範囲について

火災、落雷、破裂、爆発、風災、ひょう災、雪災により建物・付属設備に生じた損害に対する補償。

残存物の取り片付けに要する費用を含む。

上記以外は、普通火災保険普通保険約款に準じる。

・対象範囲及び保険金額について

保険対象となる建物・設備は別表1「建物・設備一覧」、物品は別表2「物品一覧」のとおり。保険金額については、再調達価額とする。なお、再調達価額の内訳は別表1及び別表2のとおりとする。

・建物の用途及び構造等並びに物品名について

別表1及び2のとおり。

3 賠償責任保険

・補償範囲及び保険金額について

(1) 施設・設備等の所有、使用および管理上の事故、若しくは業務遂行上の事故によって負担する法律上の賠償責任に対する補償。

保険金額・・・1名補償限度額 3億円／1事故補償限度額20億円

財物1事故あたり補償限度額10億円

(2) エレベーターの事故によって、訪問者など他人をケガさせたり、荷物を損壊した場合に負担する法律上の賠償責任に対する補償。

保険金額・・・1名補償限度額 1億円／1事故補償限度額10億円

財物1事故あたり補償限度額10億円

・エレベーターの用途及び設置場所等について

別表3「エレベーター一覧」のとおり。

4 当研究所の防災・防犯体制等

(清瀬地区)

(1) 消防設備として、各棟各部屋に煙探知機を設置

(2) 消防計画書に基づき自警消防団を設置し、夜間の緊急連絡体制を完備

(3) 本研究所の約1キロメートル圏内に清瀬消防署竹丘出張所、約4キロメートル圏内に清瀬消防署あり

(登戸地区)

(1) 消防設備として、各棟各部屋に煙探知機、地下階に連結散水管（スプリンクラ

- 一)、各階に放水設備、研究本館1階受変電室に二酸化炭素消化設備を設置
- (2) 消防計画書に基づき自警消防団を設置し、夜間の緊急連絡体制を完備
- (3) 本研究所の約2キロメートル圏内に多摩消防署宿河原出張所、約4キロメートル圏内に多摩消防署あり
- (4) 夜間、閉庁日には守衛2名を配置し、中央監視室に1年間365日24時間体制で監視員を配置
- (5) 本研究所各建物への入口には電子ロック鍵を設置し、ICカード所持者のみが入館できるシステムを採用している。来訪者については、全て管理棟1階において受付を行い、氏名、所属、面会相手、来訪時刻、退所時刻を記録している。また、外部の者に対しICカードを交付するのは、身元確実な場合に限ることとしている。

5 保険期間

平成26年6月1日午後4時から平成27年6月1日午後4時まで

6 その他特記事項

- (1) 本保険の請負人が、本保険により補償等を行うにつき、当研究所に従事する者に対する求償権を有する場合であっても、当該権利は行使しないこと。
- (2) 上記2及び3に定める補償の範囲及び内容等は最低限の仕様であって、本保険がこれを上回る補償を目的とすることを妨げない。
- (3) 保険期間中に生じた建物、設備又は物品の増加（増築等により再調達価額が増加する場合を含む）であって別表1及び2に該当するものについては、自動担保されるものとする。ただし、当該増加が再調達価額の1割を超える場合は、この限りでない。
- (4) 本保険の契約金額（保険料）は、上記2及び3の各補償に対する保険料の合計とする。
- (5) 本保険は、落札者が単独で請け負うものとする。

以 上